

# 立川市総合設計許可に係る建築物の高さ等誘導指針

## における屋外広告物の設置に関する基準

制定 令和2年9月1日

### 第1 目的

本基準は、立川市総合設計許可に係る建築物の高さ等誘導指針（令和2年7月10日立ま建指第499号。以下「高さ等誘導指針」という。）第5総合設計制度における屋外広告物及びその他これに類するものの誘導に規定する屋外広告物及びその他これに類するものの設置に関する具体的な基準を定めるものである。

### 第2 用語の定義

本基準において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、立川市総合設計許可基準（令和2年3月31日付立ま建指第1755号。以下「許可基準」という。）、高さ等誘導指針及び立川市景観計画（平成30年4月立川市策定）において使用する用語の例による。

### 第3 屋外広告物を設置することができる計画建築物等の低層部の範囲

高さ等誘導指針に規定する屋外広告物その他これに類するものを設置することができる計画建築物等の低層部の範囲は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、東京都屋外広告物条例（昭和24年条例第100号）、立川市景観計画に定める景観形成基準その他の規定により設置の制限を受ける場合を除き、計画建築物の地上3階までの部分又は地盤面から10メートル以下の部分とする。ただし、人工地盤やデッキが設置されている場合などは、周囲の状況により個別の判断ができるものとする。

### 第4 計画建築物等の低層部以外に屋外広告物を設置する場合の基準

高さ等誘導指針第5総合設計制度における屋外広告物及びその他これに類するものの誘導に規定する原則を適用せずに、計画建築物等の低層部以外の場所に屋外広告物及びその他これに類するものを設置する場合は、当該屋外広告物その他これに類するものは、表1に定める基準に適合するものでなければならない。

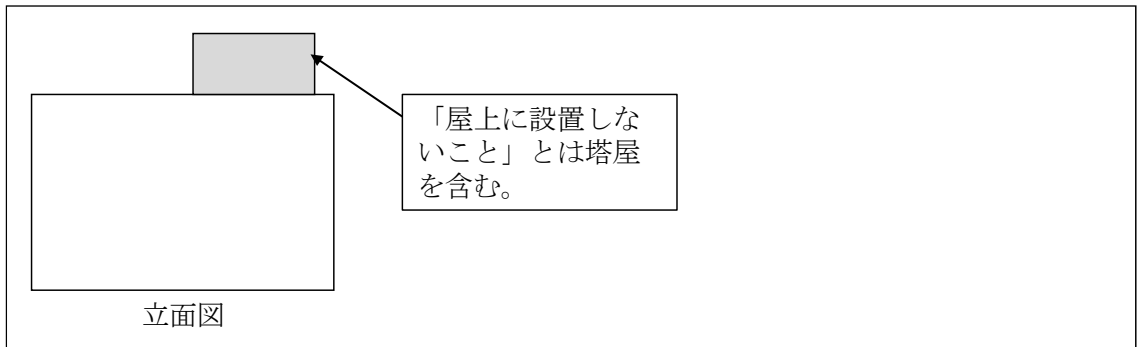
表1

設置可能な屋外広告物の種類	設置基準
ビルの名称、店名又は商標を表示するもの	(1) 屋上に設置しないこと。 (2) 不快なまぶしさを生じさせないよう、周辺環境に応じて適切な輝度を設定すること。 (3) 光源を使用する場合は、間接照明（白色の光源を用いた内照式のものを含む。）とすること。ただし、光源が点滅しないものとする。 (4) 壁面を使って投射するものではないこと。 (5) 文字や商標の大きさは次のとおりであること ア 高さ：最大部分が3mを超えないこと イ 長さ：表示する壁面の幅の概ね1/3以下とすること。

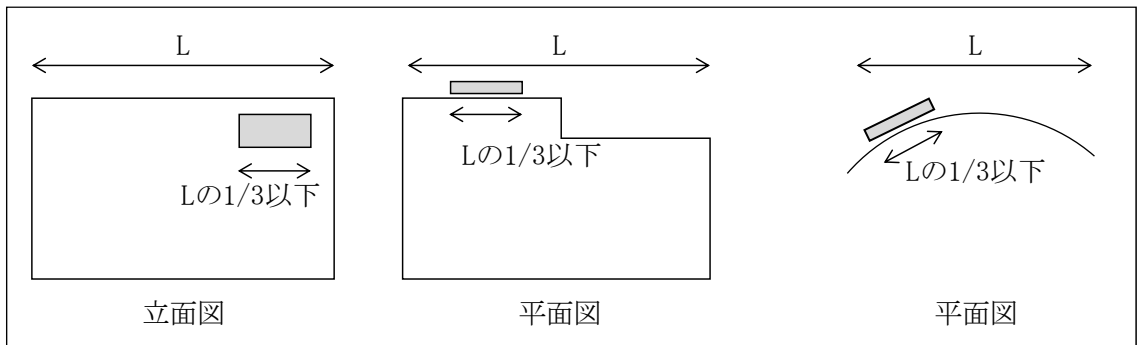
	(6) (3) から (5) については、壁面に設置する広告物について、にぎわい形成や良好な景観形成に寄与すると市長が認める場合は、この限りではない。 (7) 色彩は単色(縦3 m×横3 m以内の商標を除く。)で、外壁と調和した色合いであること。
	(8)

(備考)

(設置基準(1)の参考図)



(設置基準(5)イの参考図)



## 附則

- 1 本基準は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 前項の規定に係わらず、許可要綱附則第4項に規定する計画中の建築物について同項の許可期限までに許可する場合は、改正前の本基準を適用する。
- 3 適用日において既に許可を受けている建築物及び前項の規定に基づき許可を受ける建築物について増改築等を行う場合は、改正後の本基準は適用しない。ただし、別棟を増築する場合又は増築等で既存建築物に新たに設置する場合は、当該棟について改正後の本基準を適用する。